

熱中症予防対策

近年、猛暑日や熱中症による搬送者が増加傾向にあるほか、令和7（2025）年には、京都市では、猛暑日と熱帯夜がいずれも60日を超える記録的な暑さとなるなど、熱中症対策の重要性が一層高まっています。国では、熱中症対策を強化するため、令和5（2023）年に「気候変動適応法」が改正され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられたほか、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報が創設されました。また、熱中症特別警戒情報の発表期間中は、市町村長が指定した暑熱から避難するための指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開放することなどが措置されました。

府では、熱中症救急搬送人員及び熱中症による死亡者の減少に向けて、庁内・市町村・関係機関等で効果的に取組を推進するための会議を開催するなど熱中症対策を強化しています。

<令和7（2025）年度の府の主な取組>

1 府内コンビニや商業施設等との連携

- (1) コンビニ店舗内のデジタルサイネージによる熱中症対策啓発動画の配信
- (2) コンビニのスマートフォンアプリにおける熱中症対策啓発バナー広告の表示
- (3) コンビニ、スーパー、ドラッグストア等でステッカー・POP・ポスター等の掲出

2 府内郵便局との連携

府内各郵便局と連携し、府民に対し広く啓発を実施

- (1) 府内各郵便局における啓発ポスターの掲出、チラシ・リーフレットの配架
- (2) 集配車両・郵便ポストへの広報ステッカー（多言語対応）の貼付

図1-3-4 広報ステッカー



3 天気予報アプリとの連携

天気予報アプリ「ウェザーニュース」で府の気象情報を検索した人を対象に、熱中症予防啓発バナー広告を表示
バナー広告をクリックすると府の熱中症関連ページにリンク

4 企業との連携

- (1) 府内公立学校等で熱中症対策動画（まる tube）及び企業作成動画を活用
- (2) 自治体・企業等向けのオンデマンド講座「熱中症対策アンバサダー講座®（環境省・農林水産省・文部科学省後援）」を自治体や、府内公立学校、農業安全管理者等へ案内

5 市町村、保健所、協力団体等との連携

府民だより・啓発ポスター・チラシ等の配布、テレビ・ラジオ放送による啓発など

6 HP 等における情報発信

防災・防犯情報メール配信システムにおいて、国の発表する「熱中症警戒アラート」を配信するとともに、府民だより・HP・SNS 等において、熱中症予防対策について情報を発信

<府にお住まいの方へ>

基本的な熱中症予防の行動を徹底していただくことが重要です。また、子どもや高齢者の方は熱中症にかかりやすいので、特に注意をし、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

図1-3-5 「熱中症予防のために（リーフレット）」（厚生労働省）引用

